

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
 原子力科学技術委員会運営規則の一部改正について

1. 改正の趣旨

本委員会及び作業部会（以下、「委員会等」という。）において、情報通信技術等を活用し、委員等が遠隔地より委員会等に出席した場合にも、委員会等の出席人数と含めることができるよう、所要の改正を行う。

2. 改正案

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会運営規則第3条を以下のように改正する。

新	旧
(議事) 第3条 [略] <u>2 委員会等の主査が必要と認めるときは、当該委員会等に属する委員等は、当該委員会等の主査が定める指針に従い、情報通信機器等を利用して会議に出席することができる。</u> <u>3 前項の規定により情報通信機器等を利用した出席は、第一項に規定する出席に含めるものとする。</u>	(議事) 第3条 [略] [新設] [新設]
備考 表中の [] の記載は注記である。	